

和7年10月定例農業委員会議事録

1. 日 時 令和7年10月17日（金） 8:00～9:00

2. 場 所 本山町役場 議場

3. 出席委員（13名）

1番	河邑	一雄	（職務代理者）
2番	澤田	紀夫	
3番	右城	雄一	
4番	田岡	勇二	
5番	澤田	耕一	
6番	真鍋	朋三	
7番	津田	洋介	
8番	松葉	晶夫	
9番	澤田	久典	
10番	澤田	博	
11番	伊藤	彰信	
12番	松村	茂雄	
14番	川村	隆重	（会長）

4. 欠席委員（1名） 13番 川口 洋

5. 出席推進委員（0名）

6. 欠席推進委員（2名） 和田 裕盛 田岡 優

7. 農業委員会事務局

局長 田岡 明
書記 上村 有美

8. 議事日程

議事録署名委員の指名 6番 真鍋 朋三 7番 津田 洋介

会議書記の指名 事務局書記 上村 有美

第1 地域計画変更（案）に対する意見聴取について

第2 農業振興地域整備計画の変更について

第3 農地法第3条の規定による許可申請について

第4 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第5 農地法第3条の3（相続等による権利移動）について

第6 その他の件

・連絡事項等

・その他

会長：挨拶・・・

ただ今より、令和7年10月定例会を開会いたします。

本日、13番川口洋委員と推進委員は欠席をしております。

それでは、議事録署名委員は、6番 真鍋朋三委員と7番 津田洋介委員にお願いいたします。書記につきましては、事務局の上村となります。

それでは、議事に入ります。

議題第1号、地域計画変更（案）に対する意見聴取について事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、議題第1号の説明をさせていただきます。

3月に作成した地域計画を変更するものです。作成した地域計画はブラッシュアップ等により随時変更できるものです。

今回の変更箇所は、一点目は地域計画の参考様式第5-2号の7番に数字が入っているものを削除するものです。この数値は、基盤整備を実際行う際に求められ、数値をいれるものですので、現時点では数値ははいらないものです。

二点目は、目標地図の変更です。農用地区域からの除外や農地転用許可に際して地域計画での協議の必要があり、今回、編入、除外により地域計画目標地図を変更するものです。

寺家の目標地図をご覧ください。議題第2号で提案しますが、寺家の宇松ノ木を農振農用地区域に編入することで追加するものと、寺家の目標地図は、一経営体のみの紐づけとなっていましたが、農業委員と水利組合の代表者に聞き取りを行い、今後検討の白地に色付けをしました。紐づけをしたことにより耕作者名簿のナンバー225から耕作者氏名を追加しています。

もう一枚の北山東地区の目標地図は、今年度から耕作する部分を色付けしたものとなります。

議題2号で提案する大石の除外2件は、目標地図から削除するものとします。場所については、P2とP4の赤で囲んだ2箇所となります。以上、説明となります。

会長： ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問はございませんか。

（意見なし）

会長： 無ければ、本案件について承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

委員： 挙手

会長： 全員賛成ですので、議題第1号については承認されました。

つづきまして、議題第2号「農業振興地域整備計画の変更について」審議番号1番の説明を事務局よりお願いします。

事務局： それでは、議題第2号審議番号1番について説明いたします。

P1をご覧ください。

（別紙のとおり説明）

場所はP2になります。大石のクラインガルテンの近くの農地です。この農地には平成元年頃より建物が建っており、除外したのちに非農地証明を申請し、現況に沿った地目に変更するものです。

現地確認は令和7年10月13日右城雄一委員と田岡勇二委員に確認いただいております。

なお、確認されました委員さんより補足説明がありましたらお願ひします。

委員： なし

会長： ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見なし)

会長： 無ければ、本案件について承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

委員： 挙手

会長： 全員賛成ですので、議題第2号審議番号1番については承認されました。

続いて、議題2号審議番号2番については、●番●●委員の関連案件ですので、退室をお願いします。

(●●委員退室)

会長： それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、議題第2号審議番号2番について説明いたします。

(別紙のとおり説明)

場所はP3、大石のクラインガルテンに向かう大石中央線沿いの農地となります。

現地は50年以上山林となっており、耕作はしていません。除外後、非農地証明を申請し、現況に沿った地目に変更するものです。

現地確認は令和7年10月13日右城雄一委員と田岡勇二委員に確認いただいております。

なお、確認されました委員さんより補足説明がありましたらお願ひします。

委員： なし

会長： ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見なし)

会長： 無ければ、本案件について承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

委員： 挙手

会長： 全員賛成ですので、議題第2号審議番号2番については承認されました。

●●委員の入室を認めます。

(●●委員 入室)

会長： 続いて、議題第2号審議番号3番の説明を事務局よりお願ひします。

事務局： それでは、議題第2号審議番号3番の説明をいたします。

P6をご覧ください。3-1からP8の22までの田20筆、畑2筆の計22筆、15,809m²を農用地区域に編入するものとなります。全て、寺家字松ノ木の田畑となります。申請地は農業振興地域より外れており、農業振興地域農用地区域へと編入するものです。申請地は埋蔵文化財包蔵地となっており本山町史跡の指定を受けていることでおそらく農業振興地域より外

れていたのではないかと思われます。県の歴史文化財課に確認したところ、埋蔵文化財包蔵地を農業振興地域に指定できると確認しています。町の文化財保護委員会には農用地区域となることの承認はいただいております。

現地確認は、10月15日、伊藤彰信委員と川口洋委員に確認いただいております。なお、確認されました委員さんより補足説明がありましたらお願ひします。

会長： ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問はございませんか。

委員： こうした場合は土地の所有者に承認は得るのか。

事務局： 一定、農業振興地域や農用地区域として、広がりがある一段の農地は本来、指定すべき農地であるが、先ほど言った遺跡の関係で外れていたのではないかと思われます。農業振興地域の整備に関する法律があり、農業振興地域として指定し、農地として守っていくこととなっており、町が指定します。所有者の承認を得ることにはなっていません。

会長： ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問はございませんか。無ければ、本案件について承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

委員： 挙手

会長： 全員賛成ですので、議題第2号審議番号3番については承認されました。続いて、議題第3号、「農地法第3条の規定による許可申請について」審議番号1番は議題第4号と関連するので議題第4号で説明をし、審議番号2の説明を事務局よりお願ひします。

事務局： それでは、議題第3号、審議番号2番の説明をいたします。
(別紙のとおり説明)

場所はP19となります。2筆とありましたが、現地は1枚になっています。譲受人は寺家に所有農地もあり、水稻を作付けしております。農業従事日数は200日であり、申請地も引き続き水稻という計画で、問題ないと思われます。

現地確認は、令和7年10月15日、伊藤彰信委員と川口洋委員に確認いただいております。なお、確認されました委員さんより補足説明がありましたらお願ひします。

委員： 譲受人は、農作業歴は5～6年になり、農機具も所有しており、問題ないと思います。

会長： ただいま説明のありました件について、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見なし)

会長： 無ければ、本案件について承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

委員： 挙手

会長： 全員賛成ですので、議題第3号審議番号2番については承認されました。続いて、議題第3号審議番号1番と議題第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を事務局より説明をお願いします。

事務局： それでは、説明いたします。

P12をご覧ください。議題第3号審議番号1番の農地法第3条と議題第4号の農地法第5条は同じ場所で関連するので、説明を一括で行います。

申請地の地図は別紙の申請地位置図になります。本山町役場より南に直線で5キロの土佐町伊勢谷山で標高950メートル付近の山頂に位置する場所で、土佐町田井と本山町大石にまたがっています。(資料に基づき説明。)

農地法3条の申請地面積、72,718m²のうち20,561m²に、平成28年頃より営農型太陽光発電を設置しています。P13からの図面となり、赤の外枠が今回の申請面積となります。前回の申請期間が令和7年12月31日までの期間のため、今回、期間を定めて再度申請するものです。

農地法第5条の添付資料としてP22から営農計画書を載せています。

P29にもありますように申請地は、当初万次郎かぼちゃの栽培をしていましたが、獣害被害などで目標収量に届かないことや出荷先がないことなどの理由により、サツマイモに変更し、栽培をしていました。しかしながら寒冷な現地の気候では栽培が難しく、思うように収量があがらず、今回、牧草にするものです。もともと申請地は採草放牧地であり、牧草を栽培していましたもあり、実績はあります。当初、牧草をするには、パネルとパネルの間やパネル下の間隔が狭いことでロールベーラなどの機械が使用できないことから、牧草以外の作物で試みましたが、現在では小型の機械ができたことにより、牧草でも可能ということとなりました。

単収見込みとしては、P30にもありますように、蒜山高原のデータで10アールあたり1,415kgの単収の増減見込80%の1,132kgが単収見込みとなります。

農地法第5条のP21にもあります営農型太陽光パネル支柱と周辺のフェンス、電柱部分の54.92m²は一時転用となります。

現地確認は令和7年9月29日、右城雄一委員と松葉晶夫委員に確認いただいており、写真がP18になっております。

なお、確認をされました委員さんより補足説明をお願いいたします。

委員： 当初から現地を確認しているが、P18の下の写真でも確認できるように、太陽光パネルの間はマルチも貼っているが、パネルから落ちる水で作物が育たない状況である。牧草が一番いいと思います。

会長： ただいま説明のありました件で議題第3号審議番号1番について、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見なし)

会長： 無ければ、本案件について承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

委員： 挙手。

会長： 全員賛成ですので、議題第3号審議番号1番については承認されました。

つづきまして、議題第4号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、ご意見、ご質問はございませんか。

(意見なし)

会長： 無ければ、本案件について承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

委員： 挙手。

会長：全員賛成ですので、議題第4号農地法第5条第1項の規定による許可申請については承認されました。

議題第5号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）について」は報告事項となりますので、事務局より報告をお願いします。

事務局：それでは、議題第5号の報告をいたします。

（別紙のとおり報告）

会長：議題第5号について、報告がされました。

つづきまして、議題第6号「その他の件」にうつります。

各委員より報告があればお願いします。

（報告事項の確認）

会長：事務局より何かございませんか。

事務局：事務連絡

会長：次回定例会について事務局より提案をお願いします。

事務局：次回定例会は、11月21日（金）、本山町役場議場で提案します。
開始時間の協議をお願いします。

会長：開始時間はどのようにしましょうか。

それでは、11月21日（金）午後4時からでよろしいでしょうか。

委員：異議なし。

会長：それでは次回日程は、11月21日（金）午後4時からでお願いします。
10月定例農業委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。